

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和7年12月1日(月) 開会 9時30分  
閉会 11時16分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 ①消費税率の速やかな引下げを国に求める意見書を提出することを求める陳情 (令和7年陳情第10号)  
②二宮町火災予防条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第62号)  
③閉会中の特定事件の調査について
4. 出席者 浜井委員長、大沼副委員長、渡辺委員、松崎委員、根岸委員、善波委員、野地委員、前田議長
- 執行者 ①政策部長、財務課長、財務契約班長  
②町長、副町長、消防庁、消防課長、予防班長  
③なし
- 傍聴議員 6名  
一般傍聴者 0名  
議会事務局 事務局長、庶務課長

## 5. 経 過

### ① 消費税率の速やかな引下げを国に求める意見書を提出することを求める陳情 (令和7年陳情第10号)

委員長 ただいまより、総務建設経済常任委員会を開会いたします。それでは、初日の本会議で付託されました案件について審査いたします。最初に、令和7年陳情第10号消費税率の速やかな引下げを国に求める意見書を提出することを求める陳情を議題といたします。お諮りいたします。本陳情につきましては、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。本陳情につきましては、提出者の山本様、持木様にご出席いただいております。それでは山本様10分程度にまとめて、趣旨説明をお願いいたします。

#### <趣旨説明>

山本氏 紹介いただきました山本です。今回の陳情についての説明をこれからさせていただきます。2022年に始まった物価の高

騰ラッシュ、皆さんよくご承知のことと思いますが、今もとどまることなく続いています。この1年の間に約2万品目を超える食料品が値上げされたということも言われていまして、その他の物価上昇とも相まって、私たちの暮らしいというものは圧迫され続けています。生活水準を見る指標とされているエンゲル係数っていうのがありますが、総務省が今年発表した数値では、28.3%ということで、この比較が可能になった2000年以降、最大の数値になっているということが報告されております。生活を切り詰めても、消費の支出は増加しているのが実態となっているんじゃないでしょうか。働く人の賃金は引き上げられたとはいえ、それを上回る物価上昇で帳消しになっているのが現状ではないでしょうか。実質賃金は、1997年の月額43.3万円。これが最近の中では、ピークとなっていました。これも年々減少して、2023年には36.3万円まで、実質賃金が低下しているということも報告されています。これは考えてみると、1982年の実質賃金というのが36.3万円ということで、大分昔の状態になってしまっているということなんですね。一方、年金で暮らしている皆さんも、年金の額は少し上がったんだけど、実際の実質収入は少なくなるということも言われております。

そういうわけで、物価上昇のもとで、国民の暮らしはますます厳しくなっているのが現状ではないでしょうか。高物価から暮らしを守るために、どうしたらいいのかということが、さまざま議論されてきましたけれども、消費税を引き下げて、その下がった分だけ、物価を引き下げることが有効な対策だということが今年の夏の参議院選挙の論戦の中でもクローズアップされました。野党の各党は、政策はさまざまでしたが、消費税の減税を公約に掲げ、与党、当時は自民党と公明党は、過半数を割る結果となりました。民意は、消費税引下げの実施ということがはっきりとしていると思います。またこの夏以降の各種世論調査では、お手元の資料の表3に示したように、どの調査をとっても、減税が多数となっています。ここでも、消費税減税を多くの国民が望んでいることは明らかです。帝国データバンクっていう、民間の調査機関がありますが、7月に企業向けにアンケートを行いました。消費税減税と現金給付2万円でしたか。どちらが日本経済にとって有効かという問いかけのアンケートでした。結果は減税の方が消費を促して、その効果は持続するという理由で減税したほうがいいんじゃないかということと55%の企業が回答をしてきたということです。ですから、全体の方向というのは、選挙の結果を見ても、世論調査を見ても、企業のアンケートの結果から見ても、消費税の減税ではないでしょうか。

世界の国々の多くが、資料の表2示したように、暮らしと経済のために減税を実施しています。日本の首相は、石破さんから高市さんになり、政権の組み合わせも変わりました。

しかし、一貫して変わらないのは、消費税減税について、首を縦に振らない政府の姿勢です。この姿勢を正し、国民の意思に従って、消費税減税を決断するよう、地方からも意見を提出する必要があると考えます。二宮町議会においても国会及び国の関係諸機関に対して、地方自治法第99条に基づいて、意見書を提出されますよう陳情するものです。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。なお、この陳情には、226名の町民の皆さんの賛同署名がこちらにあり、寄せられております。このことを申し添えまして、私からの説明を終わらせていただきます。以上です。

### <陳情者に対する質疑>

野地

私も税金を払うのは嫌だなと思っております。買い物に行っても、1万円買ったら1万1,000円を払わなきゃいけない。なるべく払わないようにしたらどうしたらいいか常々考えております。反面一方、町行政も我々議会も増収というものを求めて、日々活動しているのは事実です。その増収した分は、どちらかという今福祉、消費税というところに充てると、やはり福祉に使いましょうと。それはオギャーと生まれる子から高齢者の方々っていうのが、町にとっても国にとっても今課題が大きい中で、消費税が何に使われますかというところになるんですが。ということで、仕方ないなという思いが自分もありますし、まだまだこういう部分で、町財政で支援をしてくれという要望もたくさんある中、どうなんだろうというふうにも思っております。そういう中で、例えば、この消費税の減税と求めてあるんですが、その減税した分の、ここいつも問題なんです。減税した分の財源というやつですかね。福祉サービスを停滞させるっていうことは多分思っていないと思うんですけど。じゃあどういう財源が充てられて、さらに福祉の向上が求められるのかっていうところは、ちょっとここに書いていないのかなと思ひまして、その辺のご意見、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

山本氏

消費税の減税の財源ということですが、表を先ほどの世論調査の結果を見ましても、それぞれの政党が、さまざまな財源案を出しています。国債を発行するという論もありますし、それから、消費税を引き下げる分については、この間、行われてきた大企業向けの優遇税制とか、減税ですね。そういうものを元に戻すことによって、財源を生み出すという、様々な政党の考えがあります。ですからこの陳情については、特に、どうして欲しいということは書かないでおきました。それは、国会において、それぞれの政党が協議し、議論をする問題ということなので、特にこの陳情では、書かな

かったということをご理解いただきたいと思います。

野地

そうなんですよね。誰がどう考えても、じゃあどこからお金を持ってくるんだっていう、議論、意見はいろいろあって、なかなかそれが進まないというのがあると思います。それなんですというやっぱり福祉にお金がかかる。これからもお金がかかるから、財源の確保がしっかりできないと、なかなか踏み込めないと思っています。でも、先ほど言った与党野党とかありましたけども、消費税を減税して、何とかクリアできるのであれば、そうしたいと思っている人は多分多いと思うんです。ただ進まない。これ国の中の国会において進まない。ということはやっぱりそれだけ大きな動き。人の極端に言うと生命に関わるかもしれないけど、日々の生活に関わるようなことになっちゃうので、より慎重に考えているとは思っています。なので、例えば、ここの二宮町議会でいきなり賛成だ。反対だってこうだああだと言って財源ここから持ってこいって我々個人の考えあったとしても、それがイコール皆さまの福祉の向上に繋がるかということちょっとはわかり知れないところもあるんです。ということを見ると、もう少し国の議論を待ってみるとか、ここでちょうどね、先ほど言いましたけど、少数与党になったという中で、野党さんのお話も強く出てくると思います。それで、もう1回この今の議論を国の方で深めてもらいましょうと。やっていることを引き継いでやってみましょうと、そういう形でのちょっと何ていうんですかね。ここで政権が変わったというか、中で見守ってみましょう、見つめてみましょうというような考えはないんですか。もう即なんでもいいから1%でも2%でも下げると、そのようなお考えでいらっしゃるんですか。

山本氏

先ほどちょっと重なるかもしれませんが、この陳情の中身としては、高物価から国民の暮らしを守るの1点で、与野党協議を進めてほしいということと、国民の多数の要望である消費税の減税、このことに踏み切ってほしいという趣旨なので、ここでは与野党協議を早く始めてほしいと。今、まだそれが始まっていないというのが現状なので。そのそれぞれの党の意見の食い違いはあるでしょうけれども、その一致点を早く見出して、国民の暮らしを少しでも楽にするような、そういう政策的な選択をしてほしいということなので、ぜひ、そういう意を組んで、審議をしていただきたいと思っています。

松崎

先ほどの説明の中で、エンゲル係数の話がありました。ちょっとどういう文脈でおっしゃられたのかなってのちょっとそれは定かじゃないんですけれども。エンゲル係数の話だと、まずこれだけエンゲル係数が上がっているということは、食

料品に限って、消費税を下げるという話にならないのかなっていうふうに感じながら聞いていたんですけども、その点いかがなんでしょうか。

山本氏

エンゲル係数っていうのは、生計費の中における食料費の割合のことを言っていますけれども。これは1つの国民の生活水準がどうなっているかという指標になっているわけで、これは先ほど言いましたように、2025年今年の2月に総務省が発表しているんですね。2024年の家計調査というものを発表していますけれども、その中で出てくる数字なんですね。ですから、全体として、国民の生活が厳しくなっているということがこの中で言えるんですね。比較可能な2000年以降で最大という報道もされています。それと、1世帯あたりの消費支出っていうことなんですけど、これも昨前年を2.1%は上回っていると。約30万243円という数字が出ているわけですけども。食料品の支出は、前年を4%上回ると、全体よりも上昇率が高いわけですね。そういうこともあります。ですから、総合値では3.6%の物価上昇ですけども、食料は6.4%上昇しているということで、そういう物価変動の影響を除いた実質で見ると、1世帯あたりの消費支出は、昨年比1.1%の減少。1世帯の消費、支出は減っているんですね。そういう物価変動の影響を取り除いた数字としては。ですから、消費は減っている。だけれども物価が高くなっているために、幾ら生活を切り詰めても、消費の支出は増えちゃっているということも、この中で言われているんですね。そういうことですから、食料品だけ下げればいいということではなくて、食料品だけ下げようと言っている政党もありますけれども、やはり全体として、消費税率を一律に引き下げる、その方が経済的な効果もあるし、私たち国民の暮らしにとっても、効果は大きいというように考えています。

松崎

そうしますと、消費は減っている中で、食料品の物価がどんどん上がっているということで、本当に生活を困窮している生活を救うんだったら、今のロジックだと、やはり食料品の消費税を下げる。それプラスアルファ経済全体を上向かせるためには、全部下げるっていうロジックになろうかと思うんですけども、そうすると個人生活よりも、経済全体を底上げすることを重視しているというようにもとれたんですけども間違いはないでしょうか。

山本氏

国民一人一人の暮らしの問題もありますけれども、この30年来の失われた30年というようによく言われますけれども、やはり経済全体が沈滞してきたと。そういう点では、先ほど帝国データバンクのアンケート結果をご紹介しましたがけれども、やっぱり企業の多くも、やはり消費税を減税して、おそ

らく恒久的な減税っていう意味も含まれていると思うんですが、やはりその方が日本の経済を上向きにしていく。消費支出を増やしていくことに繋がる。日本の GDP の約6割っていうのが消費支出だと言われてはいますが、やっぱりその6割を占める消費支出が活性化するっていうことは、日本の経済そのものを上向きさせていくという効果があるということで、食料品だけやっても効果が全然ないってことではありませんけれども、やはり全体として、消費税を抑えていく、引き下げていくということの方が、日本経済全体としては、より大きな効果があらわれてくるのではないかと私は考えます。

松崎

それとあと先ほど、署名のお話を伺いました。その署名の取り方をどこで、どういう感じで取ったのかを教えてくださいませんか。

山本氏

この陳情を出そうではないかということを出したのは私なんですけれどもね。先ほどご紹介したように266名の方が賛同してくれたということで。陳情の中身、内容ですね。それとちょっとそれるんじゃないかなというふうに感じますので、説明はこの程度にさせていただきます。

委員長

すいません。ちょっと山本さんに確認なんですけど、先ほど署名最初のときに226名っていうお話伺って、今266名という数字で言われたんですけど。どちらの方が正しいのですか。

山本氏

226名です。

委員長

はい、ありがとうございます。226名です。

根岸

私もこの陳情項目にあります、早期実施と書いておられるところは、先ほどからのお話の中でも、一致点を早く見つけてほしいというお話は聞いておりますが、私も消費税減税を早くしてほしいとは個人的には思っておりますけれども、全体が整うには、ある程度の時間がかかるんじゃないかというようにも言われております。その辺り、或いは高市首相はあれですよね。消費税ゼロにしたいとも思うみたいな発言も国会ではされておられて、山本さんとしては、そういったあたりをどう見ていらっしゃるでしょうか。まずその時期的なことですね。

山本氏

高市首相の政治姿勢についてどう思うかということですか。

根岸

発言としては、ゼロにしたいとも思うみたいなことはおっしゃっていて、そういう国会でのやりとりをどう見ておら

れるかということ、まず1つ教えてください。山本さんはどう見ていらっしゃるでしょうか。

山本氏

先ほど言いましたように、消費税減税をやるということは明言していませんよね。高市さんもね。ですからなかなかそのところは難しいところだと考えていますけれども。やはり、国会の中で、よく議論し、与野党で協議をして国民の意思に沿うような政策をとってほしいなというように私は考えます。

根岸

そうですね。その中でも、他の税に対する話であるとか、或いは、インボイスであるとか。ちゃんと現場を整えなきゃいけないとかっていう、いろいろな話もあり、全体が整うには時間がかかるだろうということが言われております。そこを早期実施を実現することというように陳情項目にあるわけなんですけれども。多分そういう調整に時間がかかるであろうということと、この早期実施ということ、その早期実施と全体が整うのには時間がかかるということに対して山本さんはどのようにお考えでいらっしゃるかということ伺いたいです。

山本氏

そこは非常に難しいところでして。やはり、国会の中でこの消費税減税という問題がまだまな板の上に乗っかっていないってところが、やっぱり大きな問題だなというように私は感じています。だから、早期っていつまでってことは言えませんけれどもね。やはり、減税を実施するまでにはそれなりの国会の中における手順っていうものがあると思いますので、まず、そこに、与野党協議を開始するってことが大事だと思うんで、二宮町議会からも、国会や国の関係機関に、そういうことを考慮して、1日も早く、そういう減税問題についての協議を進めてほしいという要望を出していただければ、多くの町民の皆さんも非常に納得されるんじゃないかなと考えています。

副委員長

質問というか、私の意見みたいな形になるかもしれませんが、その中で陳情者の方がどのように思うのかってところを、お伺いしたいなと思いました。やはり先ほども野地委員が言われたように、減税は誰もが喜ぶことだとは思っています。私もできれば下げただけければなというのは気持ち一緒です。でも、まず1つ思うのは国政の政策とか、これ政党のプロパガンダみたいな形のもの何ていうんですかね。陳情を我々が審査するということが、あまり馴染まないのかなと思うのが、ここいろいろな陳情とかを見ている中で思うところなんです。それで、やはり、日本国というのはやっぱり憲法をもとに、これを日本国憲法をしっかり守りつ

つ、国家運営をしていくために、必要なお金というものがどうしてもあるものだというように理解はしています。その中で、やはり各政党の理念とか、いろいろなものがあって、先ほども言われたように財源案とか、財政方針とかっていうものも持たれているとは思っています。これにはやはり収受する税と、支出する使途がいろいろ考えられた中で、打ち出されているものだと理解をしています。今回のこの消費税減税してほしいという方々が58%いますよと、というような話がありますけれども、現在のこの高市政権、一般でテレビ報道とか見ると75%の支持率を得ているということが、数字として出ています。そのあたりのところも含めて考えていたときに、やはりその国内だけではなくて、国際的な外交も含めて、いろいろな支出とのバランスっていうものが非常に必要なんだなというふうに思っているところです。高市政権では、現在やっぱり積極財政ということで、日本のこの経済を拡大して、そこからさらに、今、増税をするのではなくて、生み出される税を国のそういう支出にまわしていこうというような積極財政ということがうたわれていると思います。先ほども根岸委員が言われていたように、高市政権でも、消費税減税に対して全くやぶさかではないということあるとは思いますが、ただ、今、現政権がその積極財政を示して、日本がより豊かになるような、そういうような政治を行っているわけですね。そこから、もしこれが成功すれば、もしかすると、例えば社会保障のお金も、そこから生まれて、結果的には消費税のそんなに要らないねというようなことになって、減税に結びついていくかもしれないというところに期待を持っておそらく75%の方が支持をしているということなんじゃないかと私は推測をしているところです。

日頃、私国会議員の方々に、連絡がとれる方々がいたときには、こういうこと言っているんです。100も税目いらないでしょうと。もっと減らしたっていいんじゃないかと。こういうようなことだったら、意見として、まだその何ていうんですかね。具体的ではないかもしれないけども、いいのかなって思うんです。今税金って、その公平性とかいろんなこと言われますけども、取った税を戻したり免除したりとかいろんな方法で分配とかしますよね。給付金とかそういうものも含めて。ですから、公平性っていうのは、ただ取るときだけのことの建前じゃなくて、やり方としては他の方法もあるじゃないですか。そういうようなことから考えると、やはり今のこの現政権が、より拡大経済を作り上げて、そして結果として国民の負担が減っていくというような形になるのが望ましいのではないかと私は思っているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

べきだということは言えませんが。高市政権の支持率が75%ということなんですけれども、その75%の方々の中にも、やはり今、消費税を下げた方がいいねと考えていらっしゃる方も含まれているのではないかというふうに思います。あくまでも私の推論ですけれどもね。ですから、やはり大事なのは、世論調査。政治っていうのはいろいろな問題がありますからね。1つ1つについて、やっぱり国民の反応は違ってくると思うんですけれども、こと消費税に関する限りは、やはり減税をしてほしい、暮らしを楽にしてほしい、減税効果によって日本の経済を良くしてほしいというように考えている方が多数派だということも、ぜひ考慮に入れて、この委員会の議論をやっていただければと思います。

委員長

他の委員の方は、よろしいですか。それではこれにて質疑を終了いたします。

#### < 執行者への参考質疑 >

渡辺

1つだけ教えてください。町が発注するときには、サービスとか購入するときには、消費税も払っていますよね。それで、実際に町が負担している消費税の税額ってどれぐらいになるか、ざっくりでいいんですけど含まれていますでしょうか。もし分かればお願いします

財務契約班長

そちらについては申し訳ございません。町の一般会計については地方消費税の申告とかをしていないので、厳密にちょっと幾らかかっているか数値としては持ち合わせておりません。以上です。

渡辺

ざっくり100億の支出として、その支出の中に、財政的支出はありますもんね。積み立てとか、交際費とか、そういうものを引いた部分に10%かければいいのかと思うんですけど。そうすると、ざっくり見て、70億そんなぐらいかな。そうすると今もう10%がほとんどの税率だと思うんでね。そうすると、6億から7億ぐらい。そんな正確でなくてもいいので、見立てとしてそんな感じかなと思うんですが。間違っているかな。

委員長

執行者は出ますか。

渡辺

出なければいいです。

財務契約班長

信頼性としてちょっと担保できないんですけれども、6年度の決算額は101億なんです。そこで人件費は除いて、あと公債費、積立金、あと貸付金を除いた額として68億が概算に

なるので、単純に考えたら、それに扶助費とかかからないので、そうするとさらに 20 億引くので、50 億弱ぐらいが課税の対象になるのではないかと思います。以上です。

委員長 渡辺委員よろしいですか。

渡辺 はい。

野地 渡辺委員が出を聞いています。私は入りを聞きたいんですけどね。消費税、これ二宮町も入ってきていると思います。名前的には地方交付税っていうのかな、交付金。地方消費税だったら交付金が入ってきます。それによって福祉サービスをやっているというところなんです。ではいくら入ってきますかっていう、逆の質問になるんですけども、予算書を見りゃわかるでしょうと言われちゃうけど。それはわかりますから 1%消費税が減った場合、今 10%が 9%なった場合は、どのくらい町としては 1%毎に減っていく。入りが減っていくと思われませんか。

財務契約班長 現在、その消費税 10%になっている中で、地方の消費税、町に入ってくる部分のお金としては 2.2%が地方消費税として入ってきます。その中のさらに、都道府県と自治体で、市町村で分けますので、さらにその半分が、市町村の方に配られる、交付されているというものになるので、10%全体が 9%になってという、当然そこでまた制度設計がずれちゃうので、一概に幾らになるかっていうのはちょっと言えない部分ではあります。ただ、地方税、地方消費税交付金としてお金が入ってくる部分もあるんですけども、当然それ以外に、地方交付税として国がうちみたいなその財源が乏しいところに関して、配る普通交付税としても、そちらまた別で 1.52%枠を設けていたりとか、その国自体も、社会保障として、6.28%を国自体がもらっていて、それは結局は、社会保障として自治体に還元されている部分っていうのもあるので、そこが減ってしまうと当然他に財源として確保されないと、自治体としては苦しい状況になるというのは、目に見えているという形になります。以上です。

野地 非常に複雑な何か計算式によって、還元されているなどというのはよくわかりました。だから一概に幾ら減っちゃうんだよっていう単純なものでもないと思いました。しかしながら減る。行政としては税収が減るということは多分嫌だと思います。我々議会側としても、いかに税を増やそうかっていう考えを持っていて、それを皆さんに還元していくっていう、まわしていくっていう思いで仕事をしています。では消費税減税された分、町に収入が減ってきます。だったら、町

財政としては何を考えますか。どうやって対応しようって思われるんでしょうか。その場合、何を減らそうと思うんでしょうか。

財務課長

先ほどの渡辺議員の発言も 50 億っていう発言も正式なものではないので、ちょっとそこはご容赦ください。そこが外に出してしまうと、少しずれた議論になる可能性がありますので、ご容赦ください。先ほどの野地議員の質問で、まず、令和 6 年度の町の歳入としては 6 億 370 万 5,000 円が地方消費税交付金として入っております、町全体約 100 億円ですけれども、構成比としては 5.7%の財源を占めるところでございます。そのうち地方消費税交付金については、先ほど申し上げた通り、2.2%のうちの 1.2%は社会保障財源に使いなさいってということが決まっております、こちら決算説明書の方でも、何に充てているかを公表させていただいているんですが、3 億 6,700 万円を充てさせていただいております。そのような中で、この地方消費税交付金が当然減税されれば減るということになります。

こちらインターネットで調べた範囲ですけれども、国において、財務省が言っている話としては、例えば 10%から 5%に引き下げたときは、国全体で 13.5 兆円の減収になると。また、軽減税率を 0%にすると、4.8 兆円の減税になってしまうっていうのがインターネットで調べると出てきておりました。そういった中で、一般的に町がというよりも、全国知事会においても要望書が出されておりますし、我々の町村会においても、要望が出されております。それはもう同じなんですけれども、地方消費税交付金を含む消費税、先ほど交付税財源もございまして。そうすると、4 割近くが地方のための財源になっております。消費税というものは、ですので、全国の知事会も町村会もですね。今後も社会保障サービスの増大が見込まれることから引き続き、消費税、地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保することということですね。知事会においては、もし地方の減収に対しては、代替の恒久財源を措置するなどということで、基本的に減収したらどうなるっていう議論はなされておられません。もちろん制度的には地方交付税という制度がございまして、歳入の消費税が地方消費税交付金が減れば、交付税で当然代替財源として当然充てなければいけないという国の制度の設計はございまして、先ほど申し上げている交付税の元の財源がなくなりますので、その辺をどうするかっていう議論についてはちょっと我々の方で、申し上げることはできませんが、やはり代替財源を恒久的なものを措置するよう要請していくのが我々の立場なのかなと考えております。以上です。

委員長

他の委員の方で質問はよろしいですか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは、質疑がなければ、ここで休憩にして、傍聴議員の発言を許可します。

休憩 10時16分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10時16分

#### <意見交換>

委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。これより、委員による意見交換を行います。

野地

冒頭言いましたように私は税金払いたくないんです。これ皆さんも一緒なんですね。ただし、やはり国民、私なんかで言うと町民の福祉向上のためには、もちろん道路もみんなそうなんですけども、税金というもので行政動かすというのが、地方行政のそもそものある意味だというふうに思っているんです。それはそうなんだけど、例えば、これから審査する、こども誰でも通園みたいなものとか、介護職保育士の加算金もそうなんだけども、いろんな社会保障にここ数十年でずっと予算が上がってきているのも事実の中で、代わりの財源が決まっていないのに、まずそれだけを下げようよっていう点で見ると、やっぱり町民サービスがおろそかにならないかなという不安があります。陳情者の方おっしゃられるように、物価高騰は激しいですよ。物価高騰に対してどう対応していくのってというのが、地方でも国でも毎日のように議論されております。東京都は独自でまたやりました。お金があるところは独自でいろんなことできるんだけど、そのためには消費税が国民一律でいいなと思いますが、いろいろある。その中で、物価高騰施策を今回は消費税という一本槍なんですね。消費税を早期に下げてほしい陳情。物価高もしくは経済まわしましょうということなんだけども。それ以外にもあるんじゃないのって。いろいろな意見は出ていますけども。そういうところもきちんと議論をしてもらって、地方に落ちるお金もどこから持ってくるのよっていうのをちゃんと議論してもらって、その1つに消費税があるかもしれない。そういうように考えると、ただ消費税だけ下げれば、世の中がうまく回るみたいなのを、もう少し議論を待ちたいなと私は思っているんですけど。皆さんどんなようなお考えかなっていうのを伺いたいですね。

根岸

いやでもそのために一致点を早く見つけてほしいとか、まな板にまだ乗っかってなくて議論を早く始めてほしいとい

うのが、陳情者の方の思いですので、私はもうこの陳情はぜひ通すべきだと思いますよ。

野地

それについては全く否定するものでもないんですけど、消費税を下げるという1点なんですね。今回の陳情は、もちろんそれも1つの手なんです。そういうことを踏まえて、進まなきゃいけない。議論を進めなきゃいけない。協議をしなければいけないんだけど、協議に入る前に、例えば、さっきも執行者が僕なんか質問したけども、そういうことをすべて整えてからじゃないと、点で見てしまうでしょってというのが怖いんですね。点で見たら誰でもみんな下げろ下げろって言いますよ。もう極端言うと100%下げろというと思いますけど、そうならない事情がある。そのためにはどうしたらできるのって。財源確保とかをきちっと数字を出した上で協議しないと難しいでしょう。面で見たりしなきゃいけない。そういうことを私は言っている。みんな下げてほしいのは当たり前前とっております。

渡辺

それでやはり、今は政府の方がやろうとしている施策っていうのはいろいろ支援策とか、子ども1人2万円とか。それからガス代が実はちょっともう補助が出てたと思うんですね。だけど、それだと全然気がつかないうちにガス代が安くなっていったなっていう感じで。ガソリン代は少しインパクトがあるかもしれないんですけど。物価高騰でしんどいっていうところに対しては、やはりある程度大きな施策をきちんと打たなくては、消費行動にも繋がっていかないし、幸せ度っていうか満足度に繋がっていかないっていうそういう側面もあると思うんですね。それで、消費税が本当に社会保障に使われているかっていう論議で、先ほど財務課長から約束事の話も出ましたけど。ただ大きな流れで言うと、この間ずっと大体消費税が始まってから、累計が600兆円近くになっているのかな。その一方で、大企業の内部留保が600兆円ぐらいになっているという、大体お金の流れがそういうようになっていて、そうすると、私の立場から言うと、消費税が社会保障に十分使われているんじゃないかと、実際には大企業の減税分にかなりそれがいっているというそういう認識をしているんですね。ですから、そういう意味では消費税っていうのが非常にシンボリックな部分もあると思います。それで、共産党の方は5%っていう、これ財源の裏打ちがあるからということで提案していますけども、さまざまな提案があるわけで、それが選挙の中で公約で出されていたのに、それが今全然触れられていないとか。それから支援金とか、給付金ではやはりちょっと効果が薄いんじゃないか。そういう論議もあまりなされていないということで、何とか国の施策の問題ではありますけどね。地方からこういう意見を上げていかないと、話し合いも

なかなかしてもらえないという、そういうような気持ちであります。ですから、そういう意味では、5%とかそういうところに固執しないで、ざっくりと大枠で出している陳情だと思うので、私は細かい具体的な施策になると、みんな意見が分かれてしまうと思うんですよね。そのように考えています。

副委員長

今の執行者側の方の答えとか聞いていても、消費税単に10%だとか、何%だと言っても、複雑すぎますよね。そういう内容が結果的に。本来は社会保障ってこう名目でやったのにもかかわらずだけれども、そういう交付税とかの財源になっていたりとか、聞かなきゃわからない。知らなきゃわからないということはいっぱいあって、やはり今までの国のやり方っていうのが、例えば自動車税とかも何か贅沢税みたいなものから始まっていまだずっと残っていると、そんなのもおかしい話だし、今度は温泉税じゃないとか。ゴルフ税じゃないとか。高齢になったら戻すとか。なんかそんな話もまた戻すっていうか、免除だったりとかって、そういうのもとてもおかしいと思うところですよ。今渡辺委員がおっしゃっていましたが、国に、この意見がなかなか通らないっていうか。話が通らないんじゃないかというようなこともありましたけど、今片山さつき大臣は、ある国民から、広くこういうご意見を取ろうということで、アクションを起こされています。これは財務省の方のホームページとかそういうもので受け取るのか。大臣本人が受け取っていくのかわからないですけども。積極的にこういうことについて、耳を傾けていこうというような姿勢が出ています。例えば、この消費税が安くすべきだとか引き下げるべきだとか、いろいろな話をする前の段階として、透明性が余りにもなさすぎて、一概にこうだなんていうように言いにくいとか言えないような状況だと私は感じています。なので、その税の徴収もそうですけど、この支出っていうか使い道に関してももっと透明性を確保すべきだっていうところが、一番先にやらなければいけないことなのかと。これは消費税だけに限らずですけど。全ての税において、そういうようなことがあれば、議論もできるのかと思っています。

委員長

他の方、よろしいですか。他になれば、これをもって意見交換を終結いたします。

## < 討論 >

委員長

これより討論に入ります。

渡辺

私は陳情採択の立場で討論します。先ほど失われず30年という言葉も出しましたが、そのあと今度、物価高騰が暮ら

しにのしかかっているということで、これどう打開していくかについては、考え方はさまざまあると思います。私自身は消費税そのものが逆進性が強くて、本来の所得再配分という再配分という税制の基本に反するという点から、廃止すべきと考えますけれども、今年度の消費税額の見込みが25兆円に近いという状況から、すぐに廃止というのは、財源確保の問題などからすぐには難しいと認識しています。ただ、全体の物価高騰対策という中で、部分的な軽減措置ではなくて、消費税を下げるということで、物価引き下げ効果を最も求めたのが、前回の選挙の結果だと思うんです。今回、政府が進めようとしている、お米券とか、1人2万円給付とか、その辺では、消費税の引き下げというものを、国会でも政府でも考えなさいというのが本陳情の趣旨だと考えています。先ほどありました、片山さつき大臣が国民の意見を聞いているということも、あるとすれば、なおさらこういうふうな陳情、意見書も、まず町から出していくということが、国の方にも届くのではないかと思います。そういうことで、これはさまざまな立場を超えての要望だということで、採択に賛成をいたします。

野地

私は陳情に反対、不採択の立場で討論いたします。何度も言っているように、税金は払いたくない。下げてほしいと思っているのが、皆さんの意見、考えだと思いますが、今回、物価高騰対策をしっかりと早く進めるという陳情であれば、賛成したかもしれませぬ。その1つが消費税というものに限定されております。早期に消費税を減らさないということになっております。その場合、先ほど町からの話もありましたが、代替の財源が何も出ていない。何も議論されていない。何も無い中で消費税だけを点で捉えて下げていいんだろうかと。町民の暮らしがどうなるんだろうかと。想像がつかない中で、消費税だけ下げてねっていうのはちょっと、いささかかっていうところもあります。したがって、今回は反対とさせていただきますが、物価高騰対策は進めてほしい。その中に消費税の減税も1つの案としてあるかもしれませぬということは申し伝えながら、国会の国の様子をもう少し勉強しながら見ていきたいというように思っております。以上です。

委員長

これをもって討論を終結いたします。

#### <採決>

委員長

それでは、陳情第10号を採決いたします。陳情第10号を採択すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手少数)

委員長 挙手少数であります。よって、陳情第 10 号は不採択すべきものと決しました。次に、この陳情の不採択に対する審査意見の作成については、いかがいたしましょうか。  
(「正副委員長に一任」との声あり)

委員長 正副委員長に一任の声がありましたので、審査意見の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。以上で陳情第 10 号の審査を終了いたします。

休憩 10 時 31 分  
再開 10 時 40 分

---

## ② 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 62 号）

委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。初めに、町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

町長 委員長の許可をいただきましたので、一言ご報告をさせていただきます。1 か月弱にわたりまして、入院治療しておりましたけれども、11 月 29 日より、役場での公務に復帰させていただきました。本日より議会にも出席させていただきます。ただ大変恐縮ではございますが、登壇及び起立での答弁というのができないこともないんですけども、ちょっと時間もかかりますので、本会議での発言の際は自席にて着座のまま失礼させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

委員長 次に、町長提出議案第 62 号二宮町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者側から補足説明がありましたらどうぞ。

### <補足説明>

消防課長 それでは資料に基づき説明いたします。1 の改正概要をまとめました 2 の比較表をご覧ください。まず、色付けしている部分が今回新規制定される部分となります。従前からあります火災警報の枠組みの中に、林野火災予防を目的として、林野火災警報を発すること、その前段の林野火災注意報を発することを規定するものです。次に、発令時の制限事項については、火の使用制限に関する事項で、この制限に従う義務について、火災警報及び林野火災警報は従わなければならない

いとし、林野火災注意報は努めなければならないとして規定するものです。制限区域の指定については、林野火災警報及び注意報は制限区域の指定を町長ができることと規定するものです。以上が比較となりますが、この改正に伴いまして、本条例に紐づいています規則等を制定、改正する準備をしておりますので、補足説明させていただきます。

まず、二宮町火災警報等に関する規則を新制定する準備をしています。この規則で警報等の発令基準と、林野火災警報及び注意報の町長が指定できる制限区域について指定をします。1つ目の警報等の発令基準については、国の発令指標及び二宮町の気象通報の発令基準を参考にして、湿度、風速、雨量及び強風注意報、乾燥注意報の発令状況を指標として規定します。2つ目の制限区域でございますが、二宮町森林整備計画に示されています区域を対象とすることと、発令期間は1月から5月に限定することを軸として準備しております。続きまして、二宮町警防規程等によりまして、警報等発令時の対応については、消防職員及び消防団員に向けて情報発信を速やかに行いまして、消防体制の確認と強化を図ります。その上で、町民への周知方法として、二宮町警防規程、防災情報伝達計画により、町ホームページ重要なお知らせでの掲載、防災行政無線、メール配信による広報。消防署消防団による消防車両に巡回広報などを軸にして規定する予定としております。以上で説明を終了します。

## <質疑>

野地

ちょっと新しいことでわからないんですけど。今1月から5月の期間限定ということなのかな。6月1日には何があっても発令しないよっていうことを言っていると思うんだけど、そういう理解でよろしいですか。例えば、今年でも昨年でもいいんですけど、今も非常に乾燥していますが、例えば、この火災、林野火災警報、もし去年あったとしたら、年間どのくらいこれが発令されるものなのというのがわからない。毎日なのか、年に1回かわかりません。警報はどのくらい想定されるだろうか。もしくは注意報はどのくらい策定されるだろうか。この全体像を教えてもらっていいですか。

予防班長

ではまず、発令期間について、お答えいたします。まずこの1月から5月というのは国内全体的に非常に気象が乾燥し、かつ強風の可能性も高いということで、過去20年間における国内の大規模火災というのは、この1月から5月の範囲内に集中しているということがわかっておりますので、検討会における意見としまして、この1月から5月はまず、発令の対象期間とすること。それ以外につきましては各市町村等において定めていいという形で発表されております。今回の二宮

町の火災予防条例に関しましては1月から5月を指定として、今回上げております。なお、林野火災警報等の発令の可能性があった回数ということでお答えします。こちらにつきましては、あくまで気象条件のみを条件として算定を行いましたところ、林野火災警報、令和7年の1月から5月におきましては、19日間発令の可能性がありました。なお林野火災注意報につきましては28日の発令の可能性がございました。以上となります。

野地

1月から5月の期間イメージは何となくわかっているんです。でも、いろいろ基準があるんでしょうけども、12月にそれらしきってことはありえないってことなのかな。その風速だとか乾燥とか、何々。私たち町民からしてみれば、今日危ないよっていう日があったら教えてほしいわけです。別に12月だろうが10月だろうがなんでもいいんだけど。何でその危険性を町民に知らせないんだって決めたのかを聞きたいです。

消防課長

1月から5月に限定はさせていただいておりますが、今条例、規則等につきましては1月から5月と限定とさせていただいております。もちろん委員がおっしゃる通り、これと同等の気象条件等あれば、消防活動は消防体制としては同じように行いまして、町民への広報というのは大切なものだと思っておりますので、条例には制定以外ではございますが、もちろんこの後気象がどんどん変わってきますので、それに対応しながら、臨機に町民への広報はしていきたいと思っております。以上です。

野地

今は1月から5月だけど、今後来年か10年後かわからないけど、様子によっては、この期間を変えていきますよというものだそうです。それでいいですか。よくわからないんだけど。例えば、今日がそうだとします。なんで、この林野火災警報、林野火災注意報は出せなくて、他の広報の仕方ですって多分、今おっしゃったような気がするんだけど。だったら、「火災注意報発令します。今日」って普通考えるんだけど。1月から5月にする基準がちょっと納得できないなんですけれど。年間にしといた方がいいんじゃないって思っているんですけど。改めてそういうやっちゃんいけないって国から言われているんですかって、そういう聞き方しましょうか。

消防課長

説明不足ですみません。1月から5月に限定しているのを、今の気象状況で言うと、過去の災害発生状況からここに限定させていただきました。これを来年変えますというよりは、今後国内の状況を見て変えることは予測はできます。ここで決まったことが、先ほど野地委員がおっしゃる通り、10年後

なのか、そのこのところ変える必要性っていうのはあると思います。それと、あと、まず火災警報の枠組みの中で、林野火災注意報がありますので、火災警報となる場合は、これ速やかに年間を通じてとなりますので、そこは発することができます。ですので、あとは、林野火災警報と林野火災注意報についてもなんですけどこれ、なぜ指標と季節を限定したりというのは、あくまで効果的な警報、注意報の発令という部分も正直言ってございます。なぜかという、乱発してしまうと、また警報が出たなという、この条例、規則等の意味をなさなくなってしまうので、そのこのところで限定した部分もございます。ただ、先ほど申した通り、今後の気象状況等で変える部分というのは想定しております。以上です。

松崎

2番目のところに発令時の制限事項ということで6つ項目が挙がっています。これってここに書いてある言葉って、もう条例の中の文章として組み込まれるわけですよ。そうすると、その前提の質問なんですけれども。今現在、例えば農家さんでも地面に落ち葉をかき集めて燃やしたりするの駄目だよと。その一方で、バーベキューみたいに、きちんとその地面から離れたところに、コンロで木炭をやって、火を扱うのはOKだよというように、多くの人がそういう認識を持っていると思うんですけれども。そうすると、例えば3番目に、屋外において火遊びやたき火をしないことっていう表現があるんですけど、これって、なんていうんですかね。こういったことを火災警報が発令されていないときは、どんどん火遊びしてねっていうようにも読み取れちゃうのと。あと一番最後なんか特に、残火始末することっていう、これでは、警報が発令されていないときは始末しなくていいと、どうも取れて、これが条例の中に、この文章がそのまま入ってくるとなると、すごく違和感があると思うんですけれども。そこを教えてくださいませんか。本当にこれが条例の条文にそのまま反映される文書なのかってことも含めて。

予防班長

こちらの2の表に書かれております発令時の制限事項につきましては、こちらは火災予防条例の中で使われている文言となります。火遊び等につきましては、正当な理由なく、興味を満たすために火等を取り扱う行為という定義になるんですけれども。例えば屋外でなかなかないと思うんですけれども、ろうそくの火を使ってみたりですとか、そういったことにつきましてはこの警報発令においては、明確に制限をされるものとなってまいります。以上です。

消防課長

まず発令時の制限事項ということを列記しているのは、この消防法で、ここに例えば従わなければならないということがありますので、これをやらないと、この罰則規定になります。

すので、罰則されますよということが列記されています。です  
ので委員がおっしゃる通り、ここに要は火災警報じゃない  
ときはやっていいのかというところにはならないんですね。  
まずは、火を取り扱う者という、私も含めて火を使う人は火  
気を適切に使用して、何か起きたとき消火しなければならない  
という義務を負っていますので、そこに反しますので、ま  
ずそこではないですね。ここの制限事項については、これを  
従わないと罰則規定もありますので、十分ここは注意して従  
ってくださいねということを書き記させていただいておしま  
して、また、現在の火災予防条例にもうすでに書かれている、  
記載されているものとなります。以上となります。

松崎

またまた言葉の定義になって恐縮なんですけども、火遊び  
の定義が先ほどありました、要するに正当な理由なく、火を  
扱って遊ぶようなことだっというようにさっき理解したんで  
すけども。そうすると、これ条例の条文なんで、きちんと定  
義をしたいなという中で、たき火ってというのは、お掃除とか、  
そういう正当理由があって、火を扱うという理解になるんで  
しょうか。

予防班長

このたき火の定義につきましては、設備や器具などを用い  
ずに、また設備や器具を用いたとしても、本来の使用方法に  
よらずに、火をたく形態全般のことを指します。ですので、  
例えば畑等におきまして廃棄物等を燃やす、こういった行為  
であったり、あとは、その時点で生えている植物等を火入れ  
等行って焼却する。これらもたき火の定義に含まれてくるも  
のとなります。以上です。

渡辺

最近というか、この間、林野火災自体はなかったと思うん  
ですけどね。結びつくような事例っていうのは、町の方では  
確認されているのでしょうか。

予防班長

消防の統計上、林野火災に当たるかどうかというのはまた  
別のお話になってしまうんですけども、屋外におきまして、  
たき火等が原因で周辺の植物等を焼損してしまうという事例  
につきましては、正確な数字ではないんですが例年1、2件  
程度発生しております。以上です。

委員長

渡辺委員、大丈夫ですか。

渡辺

はい。

根岸

制限区域の指定が町の全域となっております、これは、  
私ちょっとわかんなくなっちゃったんですけど、林野という  
ところに限られるわけではなく、例えばお庭で火を燃したら、

それも、こういう対象になるのかということと、あと、ここで言われる林野原野という広さは、町では、どれぐらいあるものなのかということをお教えください。

予防班長

まず、この2表で見ますと火災警報の中に、その一部に林野火災の予防を目的としたものが林野火災警報と位置付けられまして、火災警報の発令中は、町の全域全てにおいて、この発令時の火の取り扱いというのが制限されます。林野火災警報のみが発令されている状況では、その制限区域として指定されている場所でのみ、火の取り扱いが制限されますので、こちらは例えば一般住宅を庭等が制限区域にかかっていない状況であれば、火の取り扱いについて制限はかからないというものになります。なお指定区域につきましては、二宮町森林整備計画におきまして、森林として指定されている箇所。こちらを制限区域としまして、今後、規則の改正によって、こちらを指定区域として、指定する予定であります。なお、この二宮町内で、制限区域として指定される範囲ですけれども、町の面積9.08平方キロメートルに対しまして、1.45平方キロメートルが、この指定区域となります。町の面積に対して約16%となります。以上です。

消防課長

今16%ということでお答えいたしました。二宮町を見ますと、結構点在している状態となりますね。具体的に言いますと吾妻山付近であったり、一色の山なんですけど、今回二宮町森林整備計画というところを元にしてはなんですけど、これが、森林法の第5条というところに当たるもので、第5条ですと、2つ森林というのもありまして、わかりやすい見たい森林というのが森林法第2条に規定されるもので、これは見たい目です。見たい目判断で客観性に欠ける部分があります。ただし二宮町森林整備計画に基づくものは森林法第5条ということで、これは森林を整備を必ずしてくださいというところですね。これは区域指定が県の方でされていますので、その部分が二宮町ですと16%で、吾妻山、一色地区、あと川匂の山の方ですね。そういったところが区域指定ということになります。以上となります。

根岸

ちょっと私も森林計画を見てみたんですけど。緑のところ。緑のところがそうかなとか思いながら、結構指定されているところ、県が指定されたら、今おっしゃって。住宅地に近い部分もあるという意味では、具体的にはパトロールに回るみたいなこともあるんでしょうか。

予防班長

この実際の火災警報林野火災警報等の発令時における消防の行う措置というのは、二宮町警防規定において定めております。さらに、その下位にあたります防災情報伝達計画等に

おきまして住民等への周知方法ですとか、職団員等への火災警報発令の周知を行うことになっておりまして、その中の1つとしまして、消防車両等による巡回広報というのも検討しておりますので、これによって皆さんに覚知していただくことが可能であると思われまます。以上です。

根岸

だんだん細くなっちゃいますけど、そうすると車両が通れるところからの、あちらの方への目視という感じになる範疇の林野っていうところですね。なにかパトロールを検討するというのは。

消防課長

まず先ほどの防災情報機伝達計画というのは、今も現存しておりますので、今は火災警報のみの動きを列記しているんですが。もちろんおっしゃる車両だと聞こえないとか、或いはもちろん防災行政無線も活用してお知らせも、まずは町のホームページの掲載と防災行政無線とメール配信。あとは車両広報というところが、まずはなりますが、これは通常の今のこういった状態である場合はこの手法が正しいかと思うんですけど。それが分断され、何もできないと判断した場合は、サイレン等の吹鳴等も検討という内容に入っております。以上です。

副委員長

これ林野火災の予防っていうことだけでも、ちょっと制限的なんだけど。全町にかかってくる規定になりますかっていうところと、あとは、焼き畑みたいな形で農法として、そういうようなことがあるじゃないですか。そういうものっていうのはどうなるのかの扱いを教えてください。

予防班長

林野火災警報におきましても発令そのものは町全体に対して発令されるものですが、そのうち火の取り扱いにつきましては区域が制限されるということで、一部区域でのみ火の取り扱いが不可能となるという形になります。焼き畑等こちら消防では火入れという呼び方をすることになるんですけども、こちらにつきましても火の取り扱いの制限行為の中の1つとして含まれておりますので、こちらでも警報発令下では、実施をすることができないということになります。以上です。

副委員長

そうすると、冬の時期というか、割と昔ながらの焼き芋焼きたいなんて言う人もいたりとか、あとは、どんど焼きとかをやっている地域は影響するのかなと思ったんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

消防課長

どんど焼き等のイベントも同じ火を使うこととなりますので、この火災警報もしくは林野火災警報の制限には入っております。制限することになります。極論というか、もう白黒

で言いますと、制限をすることになります。

副委員長

例えば、ちょうど1月なんで、どんど焼きがかぶっちゃいますね。例えばこういう警報とかが出たとすると。その時に、市街地、公園、海岸でやったりとか会場がそういうところだと思いますけど。通常消防団とかの警戒とか協力いただいたりとかして、安全を確保するようになってことでやっているじゃないですか。そういうことがされたら、実施が可能なのかどうか。そのあたりのところが明確なのかどうか。場合によってはこういうことが出ると、地域の方々とかは、やっちゃいけないんだってということで、やめる方向に進むと思うんです。ただ、そういう万全な体制を整えている状況だったら、特別に許可が下りるものなのかどうか、そのあたりを教えてください。

消防課長

先ほど私の補足説明が足らず申し訳ございません。先ほど指標ですね。湿度、風速、雨量、注意報の発令を指標とするということ。これまだ規則で、まだ改正事務を行っている状態ですので、まだまだこれ本決定ではないんですけど、プラスで火災予防上、警戒上、特に必要と認められる時というところがありまして、これは、先ほど私1度申し上げました。この注意報と警報が効果的に行うために乱発しては、そこでは効果を失ってしまうというところもありますし、二宮町の例を挙げますと消防力ですね。現状の二宮町の消防本部、消防署及び消防団が通常活動ができる状態であれば、1災害に対しては適切な対応が迅速にできると思われませんが、2つ目ですね。もしくは、私どもの消防署が緊急消防援助隊で遠隔地に派遣しているとか、そういった状態を鑑みるために、その文章ですね。そこも必要ではないか。大沼委員がおっしゃる通り、通常の警戒体制が引かれている場合は、これどうなんだということが見えてこない。これはあくまで、すいませんが規則に関わる場所ですが、そういったことも考えながら今準備をさせていただいております。この状態というのは、通常の状態であればできることと想定して、こちらも今は準備していることになります。

委員長

他に質疑はございませんか。  
(「なし」との声あり)

委員長

ないようですので、休憩にして、傍聴議員の発言を許可します。

休憩 11時08分

(傍聴議員の質疑：1名)

再開 11時12分

委員長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより討論に入ります。

**< 討論 >**

なし

**< 採決 >**

委員長

それでは、議案第 62 号を採決いたします。議案第 62 号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第 62 号は可決すべきものと決しました。

---

**③ 閉会中の特定事件の調査について**

委員長

次に閉会中の特定事件の調査の件を議題とします。10 月 14 日、10 月 27 日に調査研究会を開催し、今後の地域活動を支えるグリーンスローモビリティの活用についての調査対象として、相模原市緑区の導入事例を令和 8 年 1 月 29 日に視察、調査することと決定しております。以上、ただいま申し上げた通りの内容で、議長へ継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。それではこれもちまして、本日の委員会は終了いたします。

閉会 11 時 16 分